



2 東経企発第14号



東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例
見守り・検証会議
会長 西村 弥 様

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

令和2年11月12日

東村山市長 渡 部 尚

記

1 諮問事項

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例制定後、基本条例検証5年の
見守り・検証会議の答申内容を踏まえ、「市民が中心の自治」が推進された
かについて

2 諮問の趣旨

令和2年度は平成23年度にスタートした第4次総合計画の最終年度であ
り、その計画期間中に東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例（以下、
「基本条例」という。）を制定し、それに基づき見守り・検証を5年行ってき
ました。このことから、総括としてこれまでの検証結果を振り返り、見守り・
検証会議の答申内容を踏まえて「市民が中心の自治」が進んでいるかについ
て意見を求めたく、ここに諮問いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでと同じように市
民に集まってもらうという方法での市民活動や市民参加をすることは難しく
なったことから、基本理念でもある「市民が中心の自治」の推進を停滞させ
ないためにも、新しい日常という視点から市民参加のあり方について委員各
位からのご意見をいただきたい。

以上